戸籍への氏名の振り仮名記載の制度について

別紙 1

法務省民事局 令和7年4月

導入の背景

- ・マイナンバーカードの海外利用
- ・デジタル社会実現の社会的要請

政府方針等

○デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律37号/附則) ○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)

令和5年6月改正法成立 令和7年5月26日施行

新制度の主な内容

氏名の振り仮名の戸籍の記載事項化

(1) 戸籍の記載事項への追加

戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加(新戸籍法13 条1項2号)

(2) 振り仮名の許容性及び氏名との関連性

氏名とその振り仮名の関連性について、「氏名として用い られる文字の読み方として一般に認められているものでなけ ればならない」という規定を追加(新戸籍法13条2項) ※既に戸籍に記載されている者については、一般の読み方以 外でも、現に使用している氏名の読み方であれば許容(改正

振り仮名の収集方法

- (1) 氏又は名が初めて戸籍に記載される者 出生等の戸籍の届書の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加
- (2) 既に戸籍に記載されている者
- ①本籍地の市区町村長は、施行日後遅滞なく、記載しようとする氏名の振 り仮名を通知(改正法附則9条4項)
- ②通知された振り仮名が誤っていれば、施行日から1年以内に正しい振り 仮名を届出(届出人は、氏:筆頭者、名:戸籍に記載されている者)(改正 法附則7条1項等)
- ③上記期間内に届出がない場合には、通知された振り仮名を戸籍に記載 (改正法附則9条1項等)

振り仮名の変更手続

振り仮名の変更について、家 庭裁判所の許可を得て、その旨 を市区町村長に届出(新戸籍法 107条の3等)

※市区町村長記録をされた振り 仮名については、一度に限り、 届出によって変更可能(家庭裁

判所の許可不要) (改正法附則 10条等)

見直し後の手続のイメージ

1)通知

法附則6条2項等)

- ・誤りがあれば施行日から1年以内に届け出ることを依頼
- ・通知が正しければ、届出をしなくても戸籍にそのまま記 載される旨を通知



戸籍に記載される振り仮名は ホウムタロウです。

国民

本籍地市区町村

③市区町村長による記載

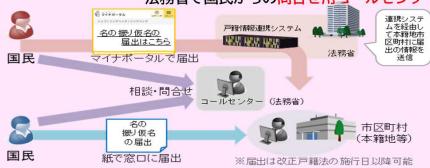
本籍地市区町村

施行日から1年以内に届出がない者について、 市区町村長が戸籍に振り仮名を一括記載

通知に記載した振り仮名を戸籍にそのまま記載

②届出・相談等

- ・国民が容易に手続を行えるよう、オンラインによる簡易 な届出を可能にする
- ・法務省で国民からの問合せ用コールセンターを設置



スケジュール

改正法成立 振り仮名届出 改正法施行 6/2 振り仮名の届出期間 (5/26)(5/25) 通知発送期間 市区町村長記録開始 (5/26) 通知発送 市区町村長記録 (5/26から遅滞なく)

氏名の振り仮名が戸籍に記載される効果

- 行政のデジタル化の推進のための基盤整備
- 本人確認資料としての利用
- 各種規制の潜脱防止